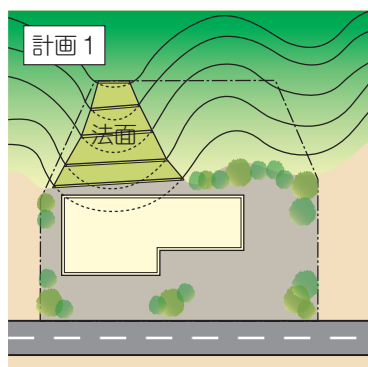


(3) 開発行為の景観形成基準の解説

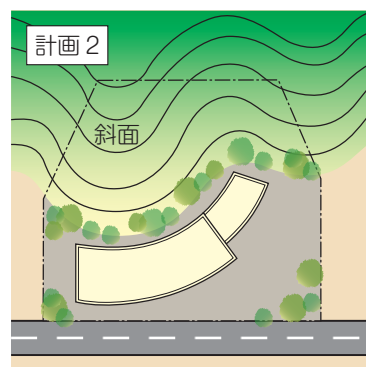
【開発行為】地形の改変は最小限にとどめ、周辺景観との調和に配慮しましょう

■ 地形の改変は最小限にとどめるよう工夫する

- ・山裾や丘陵地での開発行為は、地形の改変を伴いますが、建物の配置・形態、敷地の形状を工夫することで、最小限の造成にとどめるよう工夫しましょう。
- ・例えば、計画1（左図）のように建物を配置しようとする、建物背後の尾根を切土造成し法面を造る必要があります。一方、計画2（右図）では、背後の地形に沿って建物を配置し形態を工夫することで、背後の斜面は残り、最小限の造成にとどめることができます。



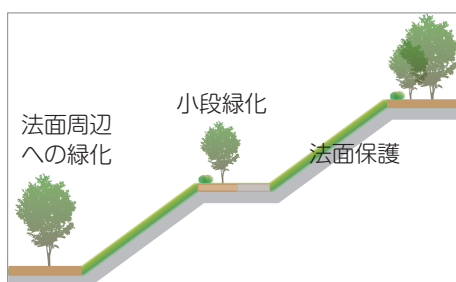
山裾付近において平坦な敷地を広く確保したり、建物を山際に配置すると、大きな造成が必要になることがあります。



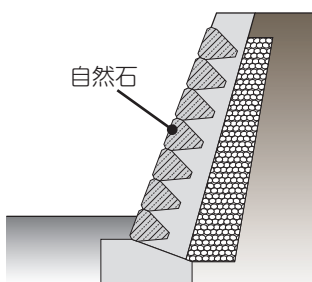
山裾の地形にそって建物配置を計画すると、背後地の造成を最小限にすることができます。

■ 造成等により生じた法面や擁壁等は、周囲の自然景観になじむよう配慮する

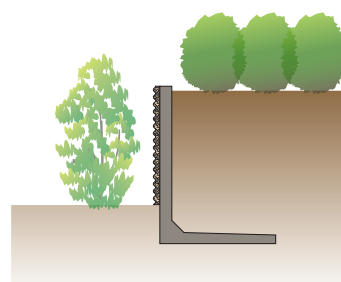
- ・造成等によって生じた法面や擁壁等の構造物については、周囲の自然になじませるよう、積極的に緑化を行いましょう。
- ・擁壁等構造物については、自然石または自然石風の化粧ブロック等を用いて修景し、周辺景観への配慮をおこないましょう。また、構造物の前面やその付近に緑化を施し、構造物からうける圧迫感の低減を図りましょう。



法面保護の緑化とともに、その周囲や小段を利用して、中高木の植栽を行いましょう。



自然石積み擁壁として、周囲の景観になじむように配慮しましょう。



擁壁の前面や上部に緑化を行うことで、圧迫感を低減させましょう。

開発行為		景観形成基準	
該当地域			
①～⑥	1	できる限り現況地形を生かすよう努める。	
①～⑥	2	法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。	
①～⑥	3	周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。	
①～⑥	4	周辺景観と調和するよう緑化に努める。	